

○可茂衛生施設利用組合建設工事検査要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定に基づき、可茂衛生施設利用組合が行う請負契約による建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事。以下「建設工事」という。）の検査に必要な事項を定め、もって検査の厳正かつ的確な執行に資することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 検査 検査員が工事請負契約に基づく給付の完了確認（給付の完了前において行う工事の完成部分の確認を含む。）及び履行途中において契約の適正な履行を確保するために行う調査等をいう。
- (2) 検査員 管理者（可茂衛生施設利用組合事務決裁規程（平成11年可茂衛生施設利用組合訓令甲第2号）別表の4 契約関係の規定に基づき、事業施行の決定について専決する者を含む。以下同じ。）から当該工事の検査を命ぜられた者をいう。
- (3) 監督員 管理者から当該工事の監督の執行を命ぜられた者をいう。
- (4) 受注者 可茂衛生施設利用組合契約規則（平成11年可茂衛生施設利用組合規則第7号。以下「契約規則」という。）の規定に基づき建設工事の請負契約を締結した契約の相手方をいう。
- (5) 設計図書 工事請負契約約款（以下「契約約款」という。）第1条第1項に定める設計図書をいう。
- (6) 契約図書 契約書、契約約款及び設計図書をいう。

(検査の方法)

第3条 検査は、当該工事の出来形を対象として契約図書及び別に定める検査基準に基づいて行うものとする。

(検査の種類)

第4条 建設工事の検査の種類は、次の各号に掲げる区分とする。

- (1) 完成検査 工事の全部又は一部（設計図書において指定したものに限り。）が完成した場合に行う検査
 - (2) 出来形検査
 - ア 建設工事の完成前に、工事の出来形部分並びに工事現場に搬入済みの工事材料及び製造工場等にある工場製品（監督員の検査を要するものにあつては当該検査に合格したもの、監督員の検査を要しないものにあつては設計図書で部分払の対象とすることを指定したものに限り。）の部分に対し、代価の一部を支払う場合に行う検査
 - イ 部分使用のため、その部分の出来形の確認
 - ウ 工事請負契約解除をした場合の出来形部分の確認
 - (3) 中間検査 建設工事の履行途中において管理者が必要と認める場合に行う検査
- (検査の期日等)

第5条 検査は、契約規則及び契約約款の定めにより完成届（別記様式第1号）又は出来形届（別記様式第2号1、2）の提出を受けた日から14日以内、かつ、当該年度の末日までに行わなければならない。

2 中間検査は中間工事検査依頼書が提出されたら速やかに行うものとする。
（兼務の禁止）

第6条 検査員は、次の各号に掲げる場合を除いて当該工事の監督員を兼ねることはできない。

(1) 維持修繕に関する工事で当該工事の施工後、直ちに行わなければ給付の完了の確認が著しく困難な工事の検査

(2) 検査に特別の技術を要するため、監督員以外の職員により行うことが著しく困難な工事の検査

（検査の日時等の通知）

第7条 管理者は、検査を実施しようとするときは、受注者に対してあらかじめ検査の日時等必要な事項を工事検査通知書（別記様式第3号）により通知するものとする。ただし、設計金額が50万円未満の工事の検査については、これによらないことができる。

（検査員の選定）

第8条 管理者は、毎年度当初に工事検査を担当する職員を係長以上の職にある職員のうちからあらかじめ選定するものとする。ただし、総務課財務係に所属する職員は、これによらない。

（検査員の指定）

第9条 検査員の指定は、前条に規定する職員のうちから検査ごとに工事検査命令書（別記様式第4号）により行うものとする。

2 管理者は、必要があると認めるときは2人以上の検査員を指定することができる。この場合において、管理者はそれぞれの検査員の権限の内容を明らかにしなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、設計金額が500万円未満の工事の検査員は、当該工事を所掌する係の長の職にある職員とし、工事検査命令書は省略することができる。

（検査員の職務、権限）

第10条 検査員は、当該工事の施工管理記録、指示事項等を確認しなければならない。

2 検査員は、検査を行うに当たり必要と認めるときは受注者に工事の一部を破壊させることができるほか、書類及び資料の提出又は事実の説明を求めることができる。

3 検査員は、完成検査において出来形検査等により確認した部分についても必要と認める場合は検査を行うことができる。

4 検査員は、検査の結果その給付が契約内容に適合すると認めるときは合格、適合しないと認めるときは不合格の判定をしなければならない。ただし、軽微な措置で足りるものについては、検査結果指示書（別記様式第5号）で指示し、当該工事の最上位の監督員の軽微な修補完了確認報告書（別記様式第6号）でその完成を確認するものとする。

（立会人等）

第11条 検査員は、検査を実施するときは当該工事の監督員、受注者又はその代理人その他必要と認められる関係者を立ち合わせるものとする。

(検査の準備)

第12条 検査に際し、監督員は次に掲げるものを準備しておくものとする。

- (1) 契約図書、施工管理記録その他契約履行の記録等、検査に必要な書類
- (2) 工事現場に必要な測点、基準点その他必要な事項の表示
- (3) 検査に必要な用具及び人員
- (4) その他検査員があらかじめ指示した事項

(検査調書及び検査復命書の作成)

第13条 検査員は、検査を完了したときは、工事検査調書（別記様式第7号）を作成しなければならない。

2 検査員は、検査を完了したときは速やかに工事検査復命書（別記様式第8号）を作成し、管理者に提出しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、契約規則に規定する検査調書の作成を省略することができる場合に該当するときは、工事検査復命書の作成を省略することができる。

(検査結果の通知)

第14条 管理者は、検査復命書を承認後、速やかに当該工事の検査結果を工事検査結果通知書（別記様式第9号）により、受注者に対して通知しなければならない。

(再検査)

第15条 受注者から修補改造完了届（別記様式第10号）の提出を受けたときは、再検査をしなければならない。

2 再検査については、第3条から前条までの規定を準用する。

(検査の委託)

第16条 特に専門的な知識又は技能を必要とする工事その他必要と認められる場合は、組合職員以外の者に検査を委託することができる。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。